

## 豊島区街頭防犯カメラの設置運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域団体において区の補助を利用した防犯カメラの設置、運用につき、プライバシー等に配慮し、適正な運用にあたることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「地域団体」とは、商店街、町内会、自治会、学校PTAなど、一定の区域の住民が構成又は参加する団体であつて、豊島区生活安全施設整備事業補助金交付要綱（平成13年8月31日区長決定。）または豊島区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱（平成22年11月1日総務部長決定。）の補助金の交付を受けて設置された防犯カメラを管理する団体をいう。
- (2) 「防犯カメラ」とは、専ら犯罪又は事故の防止を目的として、不特定多数の者が往来する場所を撮影するために設置された一連の機器又は装置の総称で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

### (運用)

第3条 区の補助を利用した防犯カメラの設置、運用については、プライバシー等に配慮し、各地域団体において運用規定を制定して、適正な運用にあたること。また、特段の定めのない場合は、次に掲げる事項の全てを実施すること。

- (1) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (2) 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとするなど、厳正な管理を行うこと。
- (3) 記録の保存期間は、原則として概ね1カ月程度とする。
- (4) 記録の閲覧は、防犯カメラ設置の目的に照らして適切と認められる場合等に限ること。
- (5) 外部に記録を提供し、又は閲覧させるときは、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。
- (6) 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。
- (7) 次に掲げる事項を運用規定などの書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。
  - ① 管理責任者及びその責務
  - ② 防犯カメラの設置場所
  - ③ 防犯カメラの設置の周知方法
  - ④ 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法
  - ⑤ 記録の閲覧が可能な者

⑥ 記録の閲覧方法

⑦ 記録の外部提供の方法

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、別途区長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。